

箕面市工事請負指名競争入札参加者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、箕面市が発注する工事の請負及び施設の修繕に係る指名競争入札を行う場合の参加者（以下「指名業者」という。）の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名の順位)

第2条 指名業者を選定する場合において、その指名順位は、次の各号に定める順位に基づいて行う。

- (1) 市内業者（第1希望業種）
- (2) 市内業者（第2希望業種）
- (3) 準市内業者（第1希望業種）
- (4) 市外業者（第1希望業種）
- (5) 準市内業者（第2希望業種）
- (6) 市外業者（第2希望業種）

2 前項に掲げる「市内業者」並びに「準市内業者」とは「箕面市市内業者及び準市内業者の認定基準」の規定によるものとし、「市外業者」とは市内業者及び準市内業者以外の業者をいう。

3 「第1希望業種」及び「第2希望業種」とは箕面市競争入札参加者資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）第2条第2項第11号に規定する「業者カード」に記載の業種をいう。

(指名業者の選定)

第3条 指名業者の選定は、別表第1に定める各業種の発注区分に応じ、それぞれ審査要綱「別表」の各業種の等級区分に属する業者をもって行う。

2 設計金額又は見積金額が2つの等級区分に属する場合は、いずれの等級区分に属する業者からも選定することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、上位又は下位の等級区分に属する業者を選定することができる。

4 特殊な工事、災害等急施を要する工事その他特に必要と認められる工事については、前3項の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(選定の際の留意事項)

第4条 指名業者の選定は、次に掲げる事項に留意し、総合的に行う。

(1) 建設業の許可の内容

発注予定工事の種類、規模等に応じた建設業の許可の業種、許可の区分について勘案すること。

(2) 指名及び受注の状況

ア 当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにすること。

イ 市が既に発注した工事の手持ち状況、進捗状況から見て、発注予定工事を同時施工する能力があるかどうかを勘案すること。

ウ 市が過去に発注した同種工事の指名・受注状況及び施工実績を勘案すること。

(3) 発注予定工事に対する技術的適性

ア 発注予定工事と同種工事について相当の施工実績があること。

イ 発注予定工事の種類に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

(4) 発注予定工事に対する地理的等の条件

本店、支店又は営業所等の所在地及び市域での施工実績等から見て、地域における工事の施工特性に精通し、工事の種類、規模等に応じて発注予定工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案すること。

(5) 関連工事の状況

発注予定工事と施工中の工事との関連状況を勘案すること。

(6) 工事成績

市が過去に発注した工事の成績が優良であるかどうかを勘案すること。

(7) 労働福祉の状況

勤労者退職金共済機構との退職金共済契約の締結状況、又は市が既に発注した工事における証紙購入若しくは証紙受払簿の整備状況を勘案すること。

(8) 地域内業者の保護育成のための配慮

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内中小建設業者の保護育成のための配慮をすること。

(指名の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名しない。

(1) 箕面市競争入札参加者指名停止要綱に抵触するとき。

(2) 箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外期間中であるとき。

(3) 市が既に発注した工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められるとき。

ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

ウ 本市との訴訟が係属中であること。

(4) 市が既に発注した工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって請負者として明らかに不相当であると認められるとき。

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

(6) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって請負者として明らかに不適當であると認められるとき。

(指名の取消)

第6条 指名の後、入札までの間に前条の規定に該当することが明らかになった場合は、既に通知した指名を取り消す。

(指名業者数)

第7条 指名業者の選定数は、5者以上とする。ただし、発注予定工事が高度又は専門的な技術を要する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、土木一式工事及び建築一式工事の請負契約に係る指名業者の選定数は、設計金額又は見積金額に応じ、別表第2のとおりとする。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項又はこの基準によりがたい特別の事情がある場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この基準は、平成12年4月1日から施行する。

2 この基準は、箕面市指名競争入札参加者選定基準（平成8年1月12日制定）の廃止に伴い、制定したものである。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

この基準は、平成22年3月15日から施行する。

この基準は、平成23年1月4日から施行する。

この基準は、平成23年11月4日から施行する。

この基準は、平成30年7月2日から施行する。

この基準は、令和4年9月1日から施行する。

この基準は、令和5年8月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

発注区分

等級 業種	A	B	C	D
土 木	3億円以上	3千万円以上 6億円未満	1千万円以上 6千万円未満	2千万円未満
建 築	5億円以上	3千万円以上 10億円未満	1千万円以上 6千万円未満	2千万円未満
舗 装	7千万円以上	1千万円以上 1億4千万円未 満	2千万円未満	
電 気 管 機 械 施 設 その他設備	1億円以上	3千万円以上 2億円未満	6千万円未満	
造 園	3千万円以上	6千万円未満		
そ の 他	2千万円以上	4千万円未満		

金額は、設計金額又は見積金額

別表第2（第7条関係）

指名業者数（土木・建築）

設計金額又は見積金額	指名業者数
1億2千万円以上	8者以上
6千万円以上1億2千万円未満	7者以上
130万円以上6千万円未満	5者以上